

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 蔵の街課

不利益処分の内容	伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可の取消し等	
根拠法令等及び条項	栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例第8条	
処分基準	根拠条項	栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例抜粋</p> <p>第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取消、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請け人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をした者</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条例に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。</p>	